

第60号議案

平成29年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する。

平成28年12月9日

教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定に基づき、平成29年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

平成 2 9 年度

人 事 異 動 方 針

— 久留米市立高等学校教職員 —

久留米市教育委員会

平成29年度人事異動方針

－久留米市立高等学校教職員－

久留米市立高等学校教職員の人事異動については、生徒数の減少や変化の激しい時代の中で、歴史と伝統に培われた両校の優れた教育活動をさらに充実、発展させ、生徒の希望する進路の実現を図るとともに、市立高校としての存在感あふれる特色ある学校づくりを推進するため、次の方針によって行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 学校の活性化や特色ある学校づくりに対応するため、長期的展望の下に人材の適正な配置に努める。
- 3 教職員の能力開発と意識改革を図るため、県立学校との人事交流を積極的に推進する。
- 4 管理職の任用に当たっては、長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。
- 5 新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

平成29年度人事異動取扱要綱

－ 久留米市立高等学校教職員 －

久留米市立高等学校教職員の人事異動方針に基づき、人事異動取扱要綱を次のように定める。

1 異動等について

(1) 教職員の意欲と能力の活用

ア 教職員の年齢構成の適正化や教科運営の効率化等を考慮した適材適所の配置を進める。

イ 教職員の意欲に応え、その能力を活用できる組織環境の充実を図る。

ウ 教職員の資質、能力の向上及び業務の継続性、発展性等を考慮して計画的かつ適切に対応する。

(2) 人事異動対象者の条件

同一校10年以上の勤続者は、原則として異動対象者として取り扱う。
なお、同一校の勤務が10年未満であっても、人事異動の対象となることがある。

(3) 地方自治法による三井中央高等学校への派遣

三井中央高等学校の学校運営が円滑に行えるよう、地方自治法第252条の17の規定に基づき、校務分掌や教科等を考慮したうえで必要とする人材を派遣する。

(4) 教職員の能力開発と意識改革の推進

ア 市立高校間の人事異動及び県立高校との長期派遣研修の充実を図り、職務経験機会の拡大に努める。

イ 同一校における長期勤続者の人事異動等の促進に努めるとともに、積極的異動希望者の発掘とその異動等の実現を図る。

2 昇任・降任及び採用について

(1) 校長・教頭の任用について

ア 管理職は人格高潔であって、教育的識見に長じ、統率力、先見性に優れ、学校の管理・運営に対する積極的な熱意と十分な力量がある者について選考する。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。

イ 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(2) 主幹教諭・指導教諭の任用について

ア 配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、年齢、性別にとらわれず、適切な人材の任用を図る。

イ 主幹教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(3) 新規採用教職員の任用について

教職員は、学校の活性化、特色化の課題に対応し得るように、教職員構成等を考慮し、原則として、平成29年度久留米市立高等学校教員採用候補者名簿に登載された者から採用する。配置に当たっては、その育成に配慮する。

(4) 再任用職員の任用について

教職員の再任用（更新を含む。）については、選考によるものとし、校長からの意見を聴き教育委員会で決定する。なお、配置に当たっては、必ずしも退職時勤務校に任用されるとは限らない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

第61号議案

平成29年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する。

平成28年12月9日

教育長 堤 正則

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定に基づき、平成29年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

議案当日配布

平成29年度

人事異動方針

—久留米市立小・中・特別支援学校教職員—

久留米市教育委員会

人事異動方針

－久留米市立小・中・特別支援学校－

久留米市立小・中・特別支援学校教職員の人事異動については、平成29年度県費負担教職員に関する県の異動方針等を踏まえ、長期的な展望に立った計画的人事によって、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることを目的として、次の方針によって人事異動の内申を行う。

- 1 変化の激しい時代の中で学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を促進し、子どもに「ふるさと久留米を愛し、ともに社会を生き抜く力」（まなぶ力、つながる力、やりぬく力）を育成するために、適材・適所に配置することとする。
- 2 教科、性別、年齢などを考慮し、教職員の年齢構成、男女比等の適正化に努め、中学校においては教科運営の適正化を図る。
- 3 特別支援教育の充実のための人材の育成と学校の実情に応じた専門性のある教員の配置に努める。
- 4 学校教育の活性化を図るため、県教育委員会と連携しながら教育事務所管内における市郡間交流、教育事務所間交流、県・市立学校等との人事交流を行う。
- 5 学力の保障と向上、人権・同和教育、生徒指導等の推進を図るため、要員の確保と人事配置の適正化に努める。
- 6 管理職の内申に当たっては業績評価の結果を活用し、全市的かつ長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の積極的な登用を図る。
- 7 管理職並びに主幹教諭、指導教諭の降任については、本人の希望を尊重する。
- 8 新規採用教員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- 9 再任用制度により任用された教職員については、県教育委員会と十分な連携を行い、その経歴や能力を発揮できるような配置に努める。

平成 29 年度人事異動取扱要綱

－久留米市立小・中・特別支援学校－

1 人事異動対象者の条件

久留米市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事異動対象者は、平成 29 年度の県人事異動方針及び市人事異動方針に基づき、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることができるよう下記の内容とする。

- (1) 同一校 6 年以上の勤続者は、異動対象者として取り扱う。
- (2) 管内他市町村間交流による転入者で 3 年以上勤務した者は、原則として、管内他市町村への異動対象者とする。
- (3) 同一校 10 年以上の勤続者は、原則として異動を行う。ただし、通勤時間又は本人の健康状態については過度の負担にならないよう配慮する。
- (4) 積極異動の希望者に対しては、本人の意向を尊重し異動を行う。ただし、校長の意向と協議のもと最終的な判断をして取り扱う。

2 人事異動地区における学校選択の方法について

(1) 希望異動先の学校選択方法

北筑後教育事務所との協議を経て、人事異動地区（小学校 3 地区、中学校 3 地区、久留米特別支援学校 1 地区）を東部、中部、南部地区の 3 地区として設定した。人事異動地区から、下記の方法に基づき異動先の希望校を 4 校選択すること。

① 教諭の選択方法（主幹教諭、指導教諭を含む）

学校種	学校選択の方法
小学校	① 4 校を選択すること。 ② 3 地区から各 1 校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他 3 校を 3 地区から各 1 校選択すること。
中学校	① 4 校を選択すること。 ② 3 地区から各 1 校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他 3 校を 3 地区から各 1 校選択すること。
久留米特別支援学校	① 希望する学校種の選択方法に準じて選択記入すること。

- ② 養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員の選択方法
全市立義務校 64 校から「4 校」を選択し、記入すること。

(2) 人事異動地区

① 全小学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (16校)	船越小、水縄小、田主丸小、水分小、竹野小、川会小、柴刈小、弓削小、北野小、大城小、金島小、大橋小、草野小、宮ノ陣小、山本小、善導寺小
中部地区 (15校)	西国分小、篠山小、京町小、長門石小、日吉小、金丸小、上津小、南薫小、合川小、小森野小、東国分小、青峰小、高良内小、御井小、山川小
南部地区 (15校)	荘島小、鳥飼小、南小、大善寺小、安武小、荒木小、津福小、城島小、下田小、江上小、青木小、浮島小、西牟田小、犬塚小、三瀨小

② 全中学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (4校)	田主丸中、北野中、屏水中、宮ノ陣中
中部地区 (7校)	城南中、櫛原中、諏訪中、明星中、青陵中、良山中、高牟礼中
南部地区 (6校)	江南中、牟田山中、三瀨中、城島中、荒木中、筑邦西中

③ 久留米特別支援学校 「単独1地区」とする。

※ 3地区間の異動については、北筑後教育事務所管内市町村間交流の異動をしたものとみなす。

※ 児童生徒支援教員が加配されている学校、久留米特別支援学校で勤務経験がない職員は、本人の異動希望にかかわらず、当該学校へ異動する場合がある。

(3) 北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望の有無にかかわらず1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

教育委員会後援事業等に関する報告

H28.11.16からH28.12.5 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成29年1月27日(金) 14時5分～16時40分	平成28年度 第26回筑後地区国際理解教育研究大会	筑後地区国際理解教育研究会	久留米市立三潨小学校	後援	学校教育課
2	平成28年12月24日(土)、25日(日)9時30分～17時	青少年のためのサイエンスモール inくるめ2016	高等教育コンソーシアム久留米	福岡県青少年科学館	後援	学校教育課
3	平成28年12月3日(土) 15時～16時40分	平成28年度(第63回)福岡県小児保健研究会・母子保健研修会	福岡県小児保健研究会	久留米市役所2階 くるみホール	後援	学校教育課
4	平成29年2月21日(土) 10時～15時	第3回 キラリ☆マルシェ	一般社団法人 アカルカ福祉協会	久留米シティプラザ 六角堂広場	後援	学校教育課
5	平成29年1月29日(日) 10時30分～12時	(仮)前向き子育て講演会～子どもの成長の手助け～	GTP(Grow Together Plan)	えーるピア久留米301・302会議室	後援	学校教育課
6	平成28年11月27日(日) 10:00～12:00	おはなしポケット 秋のおはなし会(第11回)	おはなしポケット	高良内町 高齢者とこどもの交流施設「ふれあい2000」	後援	生涯学習推進課
7	平成28年①12月3日(土) ②4日(日) 11:00～15:00	不思議の国のアリスフェア	NPO法人つながろう・アースフレンズ	オープンスペース&ワークショップ「不思議の国のアリス」	後援★	生涯学習推進課
8	平成28年12月18日(日) 16:00～19:00	第23回 定期演奏会	久留米大学 学友会 吹奏楽部	石橋文化センター 大ホール	後援★	生涯学習推進課
9	平成29年1月11日(水)～15日(日) 10:00～18:00	第52回 全九州新春書道展	福岡書道会	福岡県立美術館	後援★	生涯学習推進課
10	平成29年2月8日(水) 11:30～15:30	歌の会(新春定例会):通算開催32回	父祖の歌をなぞる市民の会:通称「歌の会」	くるめりあ六つ門 3階 パーティーホール	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	平成29年2月11日(土)～ 14日(火)	いけばなの根源池坊 池坊三瀧支部創立75周年・ 青年部発足25周年記念展	華道家元池坊 三瀧 支部	岩田屋久留米店 本 館9階 催事場	後援	生涯学習 推進課
12	平成29年2月26日13:00 ～15:00	舞台アート工房・劇列車 第18回定期公演 むかしむかしのお化けばなし	特定非営利活動法人 舞台アート工房・ 劇列車	石橋文化センター 石橋文化会館小ホール	後援	生涯学習 推進課
13	平成29年3月19日(日)～ 20日(祝)	九州沖縄子どもと舞台芸術 出会いの広場 第16回朝倉市国際子ども 芸術フェスティバル	朝倉市国際子ども芸術 フェスティバル実行 委員会	杷木地域生涯学習セ ンター(らくゆう館)、 朝倉市女性センター (あずみん)	後援	生涯学習 推進課
14	平成29年4月9日(日) 14:30～16:30	明善高等学校 管弦学部 第45回定期演奏会	福岡県立明善高等 学校	久留米 石橋文化 ホール	後援★	生涯学習 推進課
15	平成29年4月9日(日) 14:00～16:00	ズーラシアンプラスとなかまた ちの音楽の絵本“プリランテ”	鳥栖市文化事業協 会	鳥栖市民文化会館 大ホール	後援	生涯学習 推進課
16	平成29年4月16日(日) 13:00～16:00	くるめシティープラスの音楽 会	くるめシティープラス	石橋文化ホール	後援	生涯学習 推進課
17	平成28年12月3日(土) 8:00～16:00	平成28年度第12回西武館 剣道練成会	西武館	みづま総合体育館	後援	体育スポー ツ課
18	平成29年2月20日～4月3 日	初心者向き健康ボウリング 教室	福岡県ボウリング連 盟	ユーズボウル久留米	後援	体育スポー ツ課
19	平成28年12月28日 (水) 12時30分～16時30分	平成28年度学校運営研究 会	久留米市小学校校 長会	久留米市教育セン ター	後援	学校教育 課

久留米市立小中学校空調機の暖房使用について

1 概要

久留米市立小中学校の空調機は、夏季における高温化対策として、平成26年度末までに全小中学校の普通教室への設置が完了しており、統一した運用ルールのもとで、冷房運転を行っている。

今回、冬季における児童生徒の学習環境の向上や健康維持を目的として、暖房使用を可能とし、その使用に当たってのルールを定め、平成28年12月1日より運用を開始したものである。

2 使用の目安

室内温度が10℃未満のとき

3 設定温度

室内温度18℃

4 標準使用期間

12月1日から3月31日まで

※ 近年、異常気象等により、標準使用期間以外でも室内温度が10℃以下になることが想定されるため、同期間以外でも、気象状況や児童生徒の体調管理等を考慮して、校長の裁量により使用できるものとする。

5 標準運転時間

始業時～2時限終了時まで

※ ただし、当日の気象状況や児童生徒の体調管理等を考慮し、状況に応じて、小学校は最長16時まで、中学校は最長16時30分まで延長して運転できるものとする。

平成29年度久留米市立中学校選択制の申請結果について

(平成28年12月1日確定)

- 1 対象者数 平成29年度中学校新1年生
- 2 対象中学校数 久留米市立中学校17校
- 3 申請期間 平成28年10月25日～平成28年11月11日
- 4 変更申請期間 平成28年11月24日～平成28年11月30日
- 5 抽選実施校 なし
- 6 結果

(単位:人)

申請者数	決定者数	辞退
65	63	2

(単位:人)

中学校名	当初の 受入れ数上限	申請者数	他の中学校を 申請した人数	申請結果による 受入れ数上限	選択制による 最終決定者
	A	B	C	A+C	
城南	5	7	1	6	6
江南	15	4	8	23	4
櫛原	15	1	5	20	1
牟田山	20	13	0	20	13
諏訪	20	8	7	27	8
良山	5	2	4	9	2
明星	20	5	25	45	4
宮ノ陣	10	1	0	10	1
荒木	20	1	3	23	1
筑邦西	20	5	2	22	5
屏水	20	0	0	20	0
青陵	20	2	9	29	2
高牟礼	20	16	0	20	16
田主丸	20	0	0	20	0
北野	10	0	0	10	0
城島	5	0	0	5	0
三潨	20	0	1	21	0
総数	265	65	65	330	63

平成28年度 小中学校英語教育充実事業の結果について

1 小中学校英語教育充実事業について

久留米市では、「教育に関する大綱」及び「第3期久留米市教育改革プラン」に基づいて、グローバル社会でコミュニケーション能力を發揮し、夢を実現できる子どもたちを育むため、今年度から小中学校英語教育充実事業を実施している。

2 小学校教員外国語活動研修

(1) 目的等

小学校の英語科授業及び外国語活動は、平成30年度から段階的に導入され、32年度から全面実施になる。そのため、小学校教員を対象に、平成28～29年度の2年間で実践的な研修を行い、小学校教員の英語力の育成と外国語活動における指導力の向上を図る。(予算5,156千円)

(2) 実施日・対象者

平成28年8月22日～23日

対象者約760人のうち、361人が4会場に分かれて受講

(3) 研修方法

少人数のグループに分かれ、外国語指導助手との会話や英語を用いた表現活動を通して、基礎的な英語を使い慣れるとともに、指導方法や教材の活用方法を学ぶ。

(4) 研修内容

① 講義・演習「やさしい英語で話す」

外国語活動の指導に用いるクラスルーム・イングリッシュや補助教材の表現に触れ、基本的な英文法を学ぶ。

② 講義・演習「英語を使ってチャレンジする」

補助教材の表現を用いたペア・トーク、スピーチ、英語劇づくり等を通して、身近な英語を使い慣れる。

(5) 受講者の反応

受講後のアンケートでは、「授業の流れや全体像が理解できた」「英語教育に関する最新情報を知ることができた」等の回答があり、殆どの者が役に立つと回答した。

3 中学生イングリッシュ・キャンプ

(1) 目的等

英語に対する関心が高い中学生を対象にして、英語のみを用いた宿泊体験活動を実施することによって、英語のコミュニケーション能力を育成し、英語の学習意欲や国際社会で活躍したいという意欲を高める。(予算 1,923 千円)

(2) 実施日・場所

平成 28 年 8 月 8 日～10 日 (2泊3日)

久留米商業高等学校セミナーハウス

(3) 参加者

市立中学校 1～3 年生で、英語学習に関心があり、卒業までに英検 3 級以上を取得する意思がある生徒。45 人参加 (1 年生 9 人・2 年生 12 人・3 年生 24 人)

(4) 実施内容

① 研修体制

計 17 人 (外国人講師 10 人、委託業者のスタッフ 6 人、看護師 1 人)

② 主なプログラム

[1 日目] 自己紹介、カードゲーム、歌とダンス、スピーチ作り、英語日記

[2 日目] 歌とダンス、クッキング、ジェスチャーゲーム、スピーチ作り、英語日記

[3 日目] 歌とダンス、プレゼンテーション (久留米のよいところを発表)

(5) 参加者の反応 (アンケート結果)

		問 1	問 2	問 3	問 4	問 5
質問事項		イングリッシュ・キャンプに満足しましたか	聞き取ったり感じ取ったりしながら活動できましたか	他者と英語によるコミュニケーションを取れましたか	英語をもっと学びたいと思いましたか	次回のイベントやキャンプに参加したいと思いますか
回答 %	とても	93.3	62.2	57.8	84.4	80.0
	まあまあ	6.7	35.6	37.8	15.6	15.6
	あまり		2.2	4.4		2.2
	まったく					2.2

4 英語検定受験事業

(1) 目的等

グローバル化が進む国際社会の中で生き抜くためには、異文化理解や異文化コミュニケーションが重要であることから、英語の学習意欲や英語運用能力の向上を図ることを目的として、英語検定受験事業を実施する。(予算 7, 373 千円)

(2) 実施日等

[一次試験] 平成 28 年 10 月 7 日及び 9 日
筆記・リスニングテスト

[二次試験] 平成 28 年 11 月 6 日
面接形式のスピーキングテスト (3 級以上)

(3) 対象者

市立中学校 3 年生全員

(4) 実施方法・評価指標

公益財団法人日本英語検定協会が実施する「実用英語技能検定」の検定料を市が全額負担する。なお、教育改革プランでは「中学校 3 年生までの英検 3 級の取得率が全国平均を超える」ことを評価指標として掲げている。

(5) 実施結果

① 受験状況

級	目安	受験者 (人)	合格者 (人)	合格率 (%)
2 級	高校卒業程度	3 6	3	8. 3
準 2 級	高校中級程度	2 5 1	8 6	3 4. 3
3 級	中学卒業程度	1, 3 2 8	3 1 4	2 3. 6
4 級	中学中級程度	6 5 9	2 7 8	4 2. 2
5 級	中学初級程度	2 1 4	1 3 0	6 0. 7
合計		2, 4 8 8	8 1 1	3 2. 6

② 評価指標

久留米市立中学 3 年生の英検 3 級以上取得率見込 22. 8% (前年度比 +7. 5%)

※ 27 年度英語教育実施状況調査

全国平均 18. 9%

久留米市 15. 3%

柔道グランドスラム東京2016 大会成績報告について

1 概要

南筑高等学校の素根 輝（そね あきら）選手が、グランドスラム東京2016において、女子78kg超級、準優勝という輝かしい成績を収めた。

2 出場者

南筑高等学校 柔道部 素根 輝（スポーツキャリアクラス1年）

3 大会名

グランドスラム東京2016

主催：（公財）全日本柔道連盟

後援：スポーツ庁、外務省、観光庁、東京都、（公財）日本体育協会、
（公財）日本オリンピック委員会、朝日新聞社

4 種別・成績

女子 78kg超級 準優勝

5 日程： 平成28年12月2日(金)～4日(日)

2日(金)	男子 60kg 級, 66kg 級	女子 48kg 級, 52kg 級, 57kg 級
3日(土)	男子 73kg 級, 81kg 級	女子 63kg 級, 70kg 級
4日(日)	男子 90kg 級, 100kg 級, 100kg 超級	女子 78kg 級, <u>78kg 超級</u>

6 会場

東京体育館（東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-17）

久留米市立図書館及び視聴覚ライブラリーの特別整理期間に伴う休館日の設定について

(特別整理期間)

1. 内容 図書館及び視聴覚ライブラリー資料の蔵書点検のため、毎年定例的に行っている規則上の休館。市民がいずれかの図書館で利用ができるように館ごとに休館日を設定する。
2. 期間 平成29年1月16日(月)～平成29年3月17日(金)の期間

図書館名	期間
三潁図書館	平成29年1月16日(月)～1月23日(月)
北野図書館	平成29年1月23日(月)～1月30日(月)
田主丸図書館	平成29年1月30日(月)～2月6日(月)
城島図書館	平成29年2月9日(木)～2月17日(金)
中央図書館 視聴覚ライブラリー	平成29年2月22日(水)～3月6日(月)

(参考)

六ツ門図書館	平成29年2月6日(月)～2月13日(月)
市民センター多目的棟 筑邦図書室	平成29年3月3日(金)～3月10日(金)
市民センター多目的棟 耳納図書室	平成29年3月10日(金)～3月17日(金)
男女平等推進センター 図書情報ステーション	平成29年1月30日(月)～2月6日(月)
くるるん図書コーナー	休館日設定無

3. 貸出冊数、貸出期間
特別整理期間中は、市内いずれかの図書館利用が可能であるため、システム上の貸出冊数、貸出期間変更は行わない。
4. 市民への周知等
広報くるめ1月1日号掲載・ホームページ掲載
図書館ポスター掲示
ホームページ等での掲載
窓口でのチラシ配布 など

●久留米市立図書館条例施行規則

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（中央図書館について、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は除く。）
- (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
- (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）
- (4) 特別整理期間

2 中央図書館長が特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

（平18教規則2・平21教規則2・平22教規則12・平23教規則5・一部改正）

●久留米市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則

(休館日)

第5条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は除く。）
- (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
- (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）
- (4) 特別整理期間

2 館長は、特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館又は開館することができる。この場合において教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

（昭54教規則1・昭57教規則2・平元教規則4・平2教規則3・一部改正、平17教規則13・旧第4条繰下・一部改正、平18教規則3・平21教規則3・一部改正）